

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第10次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	規制改革の概要	所管省庁
906	結核予防法に基づく申請・届出等の経由進達の廃止	結核予防法(昭和26年3月31日法律第96号)第36条 結核予防法施行令(昭和26年5月9日政令第142号)第2条の4	平成18年度中に結論	結核予防法における申請・届出の保健所等の経由事務規定については、国会提出中の法案が成立した場合には、当該経由規定が廃止される予定である。	全国で実施	結核予防法に基づき結核の医療を担当する指定医療機関の指定を受けようとする場合、指定のための申請書を保健所を経由して都道府県知事に提出しなければならないところ、保健所の経由を不要とする。	厚生労働省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
401	個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金算定方法の柔軟化	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)第42条 地方税法施行令(昭和25年7月31日政令第245号)第8条	平成18年度中に結論	平成19年度税制改正に向けた検討を行うこととしている。 なお、税制改正については、与党税制調査会における議論、決定を経る必要があるものである。	検討中	本件要望を踏まえた制度改正の具体的内容について検討を進めてきたが、提案主体の状況を聴取したところ、提案理由にあるシステムは未整備であり、要望の実現に向けた詳細な検討も進めていないことが判明。 したがって、現時点で制度改正を行っても提案内容の実現は当面不可能であることから、平成19年度税制改正による措置は行わず、本提案を実現可能な条件が整った時点で再度措置内容を検討する。	総務省
402	過疎地域・辺地地域内における移動通信用鉄塔施設整備事業を地方単独事業として実施する要件の緩和	「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」(平成16年10月4日付け総行情第131号 総務省自治行政局地域情報政策室長通知)別紙「3 電気通信事業者の負担について」	平成19年4月までに結論	総務省において、地方公共団体からのニーズや国庫補助事業等の施策との調整を含め、事業者負担要件の緩和に向けた検討を行う。	検討中	地方公共団体のニーズの把握を実施。国庫補助事業等の施策との調整を含め、事業者負担要件の緩和に向けた検討を実施中。	総務省
403	社会教育に関する権限の移譲	地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第180条の7、第180条の8	平成18年度中に措置できるよう結論	教育委員会の事務権限の移譲について、その条件や範囲を含め具体的な内容は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を所管する文部科学省において検討が進められるものと承知している。 これを踏まえ、対応すべき事項がある場合には必要な検討を行う。	検討中	教育委員会の事務権限の移譲について、その条件や範囲を含め具体的な内容は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を所管する文部科学省において検討が進められるものと承知している。 これを踏まえ、対応すべき事項がある場合には必要な検討を行う。	総務省
504	在留資格「投資・経営」で入国・在留する者のうち、高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年10月28日法務省令第54号)別表第2	平成18年度中に結論	内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」や「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等における入国後の外国人の在留状況を的確に把握する仕組みについての検討結果及び改正入管法の下で在留期間の上限を5年間とする外国人研究者、外国人情報処理技術者の入国・在留状況を踏まえ、高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について平成18年度中に結論を得るべく、検討を行っていく。	検討中	高度人材に係る在留期間の伸長については、入国後にチェックする仕組みの整備が前提となっているところ、平成18年12月の犯罪対策閣僚会議において「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討状況について」が報告され、さらに具体的な検討・議論が行われている段階であり、その検討状況や改正入管法の下で在留期間の上限を5年間とする研究者、IT技術者の入国・在留状況等を踏まえ、高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について平成18年度中に結論を得るべく、検討を行っている。	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
801	中核市等の市町村教育委員会への教職員人事権の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第37条	平成18年度中に結論	現行制度上、教職員の人事権は都道府県・指定都市教育委員会にあるが、中核市等の地方公共団体の教育委員会に移譲できるよう、その条件や範囲を含め具体的内容を検討する。	検討中	現在、都道府県及び市町村教育委員会関係者と協議を継続するとともに、中央教育審議会等で議論が進められているところである。	文部科学省
802	社会教育に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第23条第12号	平成18年度中に措置できるよう結論	現行制度上、社会教育に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的内容を検討する。	検討中	現在、「骨太方針2006」、昨年9月の特区推進本部決定を踏まえ、改正教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところである。	文部科学省
803	専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定	教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第147号)別表第1備考第3号 教育職員免許法施行規則(昭和29年10月27日文部省令第26号)第27条、第28条第1項	平成18年度中に結論	現在、専修学校に対しては幼稚園の教員養成機関としての指定を行っていないところ、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討する。	検討中	現在、大学の教員養成課程の認定基準とのバランス、既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、関係団体と協議しているところである。	文部科学省
905	介護保険料賦課決定の弾力化	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第129条第2項 介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)第38条、第39条	平成18年度中に結論	介護保険料設定の弾力化(介護支援ボランティア控除の創設)については、保険者等の意見を踏まえて検討し、平成18年度中に結論を得ることとする。	検討中	保険者等の意見を踏まえ、老健局において、介護保険料設定の弾力化(介護支援ボランティア控除の創設)が可能かどうかについて現在検討中であり、18年度中に結論を得ることとする。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
907	被用者保険資格喪失時の喪失情報通知の義務化	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第113条の2	平成19年9月頃までに結論	社会保険庁及び厚生労働省において、社会保険庁からの国民年金の被保険者の種別の変更等に関する情報の提供事務の在り方について検討を行い、平成19年9月頃までに結論を得ることとする。	検討中	社会保険庁及び厚生労働省において、社会保険庁からの国民年金の被保険者の種別の変更等に関する情報の提供事務の在り方について検討を行い、平成19年9月頃までに結論を得ることとする。	厚生労働省
908	都道府県職業能力開発校の弾力的運営について	職業能力開発促進法(昭和44年法律7月18日第64号)第4条、第15条の6、第16条	平成19年度のできるだけ早期に結論	都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえ、時代のニーズ、地域の産業構造の変化等に的確に対応した技能の習得を図ることができ、効果的・効率的な職業能力開発を推進することが可能となるよう、柔軟な科目改編、多様な外部人材の活用などの方策について、管理運営の外部委託を含め、その適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を行う。	検討中	現在、厚生労働省において、論点の整理を行っているところであり、平成19年度のできるだけ早期に結論を得ることとしている。	厚生労働省
1102	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲	商工会議所法施行令(昭和28年9月30日政令第315号)第7条	平成19年度中に結論	「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申(平成18年7月31日 規制改革・民間開放推進会議決定)」に基づき、商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲について平成19年度中に調査を行い、必要に応じて所要の見直しを行う。	検討中	商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、平成19年度中に調査をし、必要に応じ所要の見直しを行う。	経済産業省
1103	風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外	工場立地法(昭和34年3月20日法律第24号)第6条 工場立地法施行令(昭和49年2月22日政令第29号)第1条	平成18年度中に結論	風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外については、大規模風力発電施設の建設需要等が高まっていることに鑑み、平成18年9月以降開催予定の産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、検討する。	検討中	昨年12月の産業構造審議会地域経済産業分科会において、一定の区域に立地する風力発電施設について適用除外とすることが妥当とされたところ。これを踏まえ、平成18年度中に結論を得る予定。	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1104	砂利採取業者の登録申請書の添付書類の簡略化	砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年7月18日通商産業省令第80号)第2条第2項第4号、第5号、第6号	平成19年9月頃までに結論	砂利採取業者の登録申請書への添付を義務づけている「業務主任者の住民票」、「砂利採取業経歴書」及び「法人の定款」の簡略化について、各都道府県の意見を聴いたうえで省令改正等の検討を行い、結論を得る。	検討中	登録申請書への添付書類の簡略化については、都道府県の意見を踏まえて検討することとしている。現在、都道府県へ意見照会を行っており、その結果を踏まえた上で、平成19年9月頃までに結論を得る予定。	経済産業省
1105	採石業者の登録申請書の添付書類の簡略化	採石法施行規則(昭和26年1月31日通商産業省令第6号)第8条第2項第4号、第5号、第6号	平成19年9月頃までに結論	採石業者の登録申請書への添付を義務づけている「業務管理者の住民票」、「採石業経歴書」及び「法人の定款」の簡略化について、各都道府県の意見を聴いたうえで省令改正等の検討を行い、結論を得る。	検討中	登録申請書への添付書類の簡略化については、都道府県の意見を踏まえて検討することとしている。現在、都道府県へ意見照会を行っており、その結果を踏まえた上で、平成19年9月頃までに結論を得る予定。	経済産業省
1106	固体酸化物型燃料電池(SOFC)の実証実験を円滑に行うための規制緩和	電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第42条第1項、第43条第1項 電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号)第50条第1項、第52条第1項 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第51号)第35条 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第52号)第46条 電気設備の技術基準の解釈第51条	平成18年度中に結論	小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備に関して、一般用電気工作物へ位置づけること、不活性ガスによって燃料ガスを置換する構造を省略すること及び常時監視しない発電所のうち随時巡回方式対応の発電所として運用することについての検討を行い、結論を得る。	検討中	小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備に関して、一般用電気工作物へ位置づけること、不活性ガスによって燃料ガスを置換する構造を省略することについては、平成18年度の経済産業省委託事業で設置した「小規模燃料電池保安技術検討委員会」にて検討を行っており、その結果を踏まえて、平成18年度中に結論を得る予定。また、常時監視しない発電所のうち随時巡回方式対応の発電所として運用することについては、平成18年12月14日に「電気設備の技術基準の解釈」の改正を行った。	経済産業省
1107	法定事業者検査の発電所単位での品質システム構築と審査の見直し	電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第55条 電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号)第94条の5、第94条の5の2 安全管理審査実施要領(内規)(平成18年7月20日付け平成18・06・15原院第4号)	平成19年度中に結論	安全管理検査制度については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行っている。この検討を踏まえた上で、定期安全管理検査に係る運用について検討を行い、結論を得る。	検討中	安全管理検査制度については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行い、昨年11月に報告書案がとりまとめられたところ、平成19年度には、この結果を踏まえて溶接安全管理検査について改善を実施し、その実施状況について確認・検証を行いながら、定期安全管理検査に係る運用について検討を行い、結論を得る予定。	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1108	特例措置1143及び1144における問題審査手数料の見直し	平成18年経済産業省告示第248号第1条第1項第3号、第2条第3項 平成18年経済産業省告示第249号第1条第1項第3号、第2条第3項	平成19年9月頃までに結論	修了認定にかかる試験問題に対する審査手数料については、経済産業省において、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営における採算性について配慮するとともに、講座開設者への過度の負担とならないように、審査にかかる実費等を勘案しつつ、検討を行う。	検討中	当該業務を実施する独立行政法人情報処理推進機構において問題審査に係る実績を積み重ね、業務の収支等が明確になった段階(平成19年6月頃)で検討し、平成19年9月頃までに結論を得る予定。	経済産業省
1109	修了者に対する情報セキュリティアドミストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	平成19年9月頃までに結論	修了者に対する情報セキュリティアドミストラータ試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。	検討中	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしており、本年1月までに4回のWGを開催したところ。本年春頃までに報告書を取りまとめる予定。これを踏まえ、平成19年9月頃までに検討し、結論を得る予定。	経済産業省
1110	修了者に対するテクニカルエンジニア(ネットワーク)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	平成19年9月頃までに結論	修了者に対するテクニカルエンジニア(ネットワーク)試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。	検討中	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしており、本年1月までに4回のWGを開催したところ。本年春頃までに報告書を取りまとめる予定。これを踏まえ、平成19年9月頃までに検討し、結論を得る予定。	経済産業省
1111	修了者に対するテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	平成19年9月頃までに結論	修了者に対するテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。	検討中	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしており、本年1月までに4回のWGを開催したところ。本年春頃までに報告書を取りまとめる予定。これを踏まえ、平成19年9月頃までに検討し、結論を得る予定。	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1112	修了者に対するテクニカルエンジニア(システム管理)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	平成19年9月頃までに結論	修了者に対するテクニカルエンジニア(システム管理)試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。	検討中	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしており、本年1月までに4回のWGを開催したところ、本年春頃までに報告書を取りまとめる予定。これを踏まえ、平成19年9月頃までに検討し、結論を得る予定。	経済産業省
1113	NPO法人に対する資金調達制度拡充	中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)第2条	平成19年度中に結論	NPOに対する資金調達制度の拡充については、「骨太2006」に基づく内閣府でのNPO制度の見直しの状況を踏まえ、中小企業施策のNPOへの適用拡大等について、有識者による検討を行う。その一環として、信用保証協会の中小企業への債務保証に対する中小企業金融公庫による保険制度を、NPOに対象拡大することについて、行政改革推進法に基づく政策金融改革の動向を踏まえ、検討する。	検討中	NPOへの中小企業施策の対象拡大については、NPOの所管省庁である内閣府の対応を踏まえ、検討を行うこととしている。その際に、内閣府によるNPO制度の見直しに対する検討状況や政策金融改革の見直し等の規定に基づく行政改革の流れを踏まえ、信用保証協会のNPO向け融資の信用保証に対する中小企業金融公庫による保険についてNPOへ対象を拡大することに関して、平成19年度中に必要な対応を検討することとしている。	経済産業省
1204	特定重要港湾の入港料に係る国の関与の見直しについて	港湾法(昭和25年5月31日法律第218号)第44条の2第1項、第2項 港湾法第60条4の2	平成18年度中に結論	特定重要港湾の入港料に関する国の関与(事前協議制)については、平成16年3月30日に立ち上げた「入港料に関する検討委員会」において、港湾の国際競争力強化及び内外の海運企業等の適正な利用に与える影響などを考慮した上で、見直しの方向で検討し、平成18年度中に結論を得る。	検討中	平成18年度中に結論を得るべく、今年度中に検討会を2回程度開催することとしており、1月26日に第1回の検討会を開催したところ、第2回検討会では、委員及び広島県をはじめとする関係港湾管理者の意見を聴取し、見直しの方向で検討を行うこととしている。	国土交通省